

・過去のニュースや出来事 その2

08/02/19 インターネット協会、「ホットライン運用ガイドライン改訂案」で意見募集

あのインターネットホットラインセンターが、18禁サイトだけでなく、健全なファンサイトまで規制しようとしていた事が発覚しました。

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/02/07/18387.html>

>財団法人インターネット協会は6日、インターネット上の違法・有害情報を一般から受け付け、
>警察への通報やサイト管理者・プロバイダへの削除依頼を行なう「ホットライン運用ガイドライン」の
>改定案について、パブリックコメント募集を開始した。
>期間は2月29日まで、郵送・FAX・メールで受け付ける。

で、問題点はここ。

>具体的には、違法情報については、わいせつ物、児童ポルノの判断基準となる表現方法、
>パロディ画像・マンガの該当性などについて検討した、

パロディ画像・漫画って何ですか！？

著作権法は親告罪（著作者が告訴しない限り違法にならない）なわけで、勝手に第三者が判断していい代物では無いんですけど？

これは明らかにホットラインセンターによる明確な脱法行為です。

幸い今回のガイドライン改訂には盛り込まれませんでした。こうした脱法行為にはキッチリ抗議しておきましょう！

ホットラインセンターへの意見の送り先

「ホットライン運用ガイドライン改訂案」に関する意見の募集について

<http://www.iajapan.org/hotline/center/20080206public.html>

平成20年2月29日（金）必着

07/11/11 著作権問題のパブリックコメント締め切り迫る

著作権問題のパブリックコメントは、来週木曜(11/15)が締め切りです。

違法複製物のダウンロード禁止関係と著作権法違反の非親告罪化関係は提出先が異なるので注意しましょう。

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」に関する意見募集の実施について
パブリックコメント（意見募集中案件一覧）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

著作権の非親告罪化（案件番号：185000283）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000283&OBJCD=100185&GROUP=>

・意見提出先

住所：〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文化庁長官官房著作権課 法規係 宛

FAX：03-6734-3813

E-mail：ch-houki@bunka.go.jp

件名は必ず「法制問題小委員会中間まとめに関する意見」とする事、

ダウンロードの違法化並びに補償金制度・私的録音録画の制限（案件番号：185000284）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000284&OBJCD=&GROUP=>

・意見提出先

住所：〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文化庁長官官房著作権課 法規係 宛

FAX：03-6734-3813

E-mail：keiyaku@bunka.go.jp

件名は必ず「私的録音小委員会中間整理に関する意見」とする事、

いずれも (1)個人/団体の区別 (2)氏名 (3)住所 (4)連絡 (5)該当ページおよび項目名 (6)意見を記入の事

参考リンク

津田大介氏に聞く、「ダウンロード違法化」のここが問題

パブリックコメントは反対意見を届ける唯一のチャンス

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/special/2007/11/09/17465.html>

>「YouTube」や「ニコニコ動画」も“ダウンロード違法化”の対象になる可能性

>写真やテキストまで、すべての著作物が対象に？

11月15日（木）必着です！提出先を間違えた方は、再度宛名を変えて出し直しましょう。お忘れなく！

07/10/25 著作権侵害の非親告罪化についてのパブリックコメント募集開始！

以前当サイトでお知らせした著作権法を改正して、非親告罪化しようという動きですが、その後の動向が十分に明らかになりました。

「ダウンロード違法化」「iPod課金」 録音録画補償金問題、意見募集始まる、

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/16/news091.html>

違法サイトからダウンロードを違法とするかどうかや、私的録音録画補償金制度の必要性などを検討してきた委員会の「中間整理」について、パブリックコメントの募集が始まった。

文化庁は10月16日、私的録音録画補償金制度の必要性や制度のあり方などについて検討してきた「私的録音録画小委員会」

（文化審議会著作権分科会内）の議論をまとめた「中間整理」について、パブリックコメントの受け付けを始めた。

一般から広く意見を募集し、小委員会での今後の議論の参考にする。

中間整理は、小委員会の論点や、委員間の意見の合意状況などをまとめたもの。

例えば著作物の複製を「私的使用」として認める範囲を定めた著作権法30条の適用範囲については「海賊版や違法サイトからのダウンロードを現状のまま私的録音録画として認める」「私的使用の範囲外として違法とみなす」という2つの意見で対立しており、両方の意見を併記した。

補償金の課金対象については「iPodなどHDD内蔵型プレーヤーからも徴収すべき」

「権利者や消費者、メーカーなどで構成された評価機関を作って審議すべき」といった意見に加え、

「補償金の支払い義務者をユーザーではなく、録音録画機器の製造メーカーとすべき」という考えも載せた。

また、著作権法の親告罪の範囲の見直しなどを検討していた法制問題小委員会の中間まとめについても、パブリックコメント募集が始まった。

中間まとめでは、著作権法の親告罪の範囲の見直しについて「一律に非親告罪とすることは不適當」としており、

海賊版などの非親告罪化も「慎重な検討が必要」としている。

一方、海賊版をネットオークションに出品して販売を勧誘するなど、

海賊版の「譲渡の告知」を行う行為は新たに違法とすべきだとしている。

「障害者が著作物を利用する可能性をできる限り確保していく」とも記載されており、

権利者の許諾を得なくても、障害者向けに映像に字幕や手話をつけたり、公共図書館が録音図書を作成できるようにしていく、という方向性を示している。

パブリックコメントは電子メールか郵送、FAXで提出でき、締め切りは11月15日。

パブリックコメントの結果を受け、小委員会は来年1月に報告書にまとめる。

私達が送るべき意見としては、主に以下の様になるでしょう。

著作権法の非親告罪化に反対します、

問題点：これが違法になるとイラストや同人誌を書いただけで、逮捕されかねません。

オリジナルのつもりでも多少ネタが被っているだけで、第三者から告発される危険も大いにあります。

動画や音楽のダウンロードの違法化に反対します、

問題点：これが違法になると近い将来、テキストや画像も違法化され、ネットを見ることその物が違法になりかねません。

他にも下記サイトを参考にして、ぜひ意見を送りましょう！

参考リンク：

- ・ [たけくまメモ「【著作権】とんでもない法案が審議されている」](#)
- ・ [「ダウンロード違法化」のなぜ ユーザーへの影響は](#)
- ・ [ダウンロード違法化反対、ネットユーザー団体「MIAU」公式サイト](#)
- ・ [ダウンロード違法化、著作権非親告罪化についてのまとめサイト](#)

送り先はこちら

[『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ』に関する意見募集の実施について、](#)

〆切りは11月15日です、

お忘れなく！！

07/10/25 政府自民党、漫画やアニメ、ゲームの表現規制法を立法方針決定！

大変な情報が飛び込んできました！

なんとあの悪名高い『[青少年有害環境対策基本法案](#)』が復活してきたのです！

"有害サイト" 規制法案 自民特別委 議員立法で提出へ

2007.10.23 NHKニュース

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20071025/1193263169>

>法案の内容としては、

> 有害サイトを運営する業者や個人が、民間団体などからの削除の依頼に応じないケースもあることから、規制を検討するほか

> 有害なゲームソフトやDVDなどに対する規制の内容や罰則が、都道府県によってばらつきがあることから、

>全国共通で規制を行うことを盛り込みたいとしています。

>特別委員会は、今後、法案の具体的な中身について検討を進めたうえで、

>早ければ来年の通常国会に議員立法で提出を目指すことにしています。

07/10/13 自民党福田内閣、自殺防止策としてネットの有害情報を規制

2007/10/12-12:23 ネット有害情報の規制検討へ = 自殺防止へ取り組み強化 - 政府（時事通信）

http://www.jiji.com/jc/c?g=soc_30&k=2007101200431

政府は12日午前の閣僚懇談会で、自殺サイトを利用した囑託殺人事件の発生を受け、ネット上の有害情報の規制を含めた総合的な自殺防止策に各省庁が一体となって取り組んでいく方針を確認した。

福田康夫首相は懇談会で、「人の命が軽視される風潮は問題だ。3万人を超える自殺者の問題を打開しないといけない」と強調。泉信也国家公安委員長も閣議後の記者会見で「（ネット上の）有害情報の影響が大きすぎ、放置されているのは異常だ」と述べ、何らかの規制を検討していく考えを示した。

政府は、2016年までに自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）を05年比で20%以上減少させることを柱とした「自殺総合対策大綱」を策定しており、官房長官の下に設置した対策会議を中心に具体策の検討を急ぐ方針だ。

07/07/11 いよいよ参議院選挙、そしてネット規制パブリックコメント、ㄨ切間近！

いよいよ7月29日は参議院選挙ですが、

選挙たんでお馴染みの表現規制と選挙のHP『[選挙に行こう](#)』が更新されました。

#ref error : ファイルが見つかりません (senbnr05.jpg)

そちらでも応援されている、漫画やアニメ、ゲームの表現の自由を守ってくれる方を紹介いたします。

・**梅井良和 (たるい良和, 民主党比例代表)**

ゲーム販売店オーナー出身で、国会でゲーム議連などを作った経歴もある方です。

きっと漫画やアニメ、ゲームの表現の自由を守る力強い味方になってくれるでしょう。

[たるい良和公式サイト「やったるい！」](#)

反対に漫画やアニメ、ゲームを規制したがる、いやーんな方々です（笑）

・**舛添要一 (ますぞえ要一, 自民党 比例代表)** [自民党新憲法草案に「青少年に有害な表現は法で規制できる」という](#)

文言を入れようとした人物。

・**藤家弘介 (自民党 比例代表)** バーチャル研究会で悪名高いあのヤンキー先生。竹花豊のシンパとしても有名。

・**自見庄三郎 (国民新党 比例代表)** [コミック撲滅法制化請願参加議員](#)

・**青山丘 (国民新党 比例代表)** [都条例問題「条例改正は気休め」、有害情報関連請願](#)

・**小林興起 (国民新党 比例代表)** [勝共系（統一教会系）](#)

そして政党では自民、公明はもう論外ですねw

さっそく こういうふざけたマネをやってますから。

有害情報から子どもを守る 政府の検討会が初会合 (07/07/10)

<http://www.tokyo-np.co.jp/s/article/2007071001000174.html>

>政府は10日午前、児童・生徒に悪影響を与える出会い系サイト、有害図書などへの対策に省庁横断で取り組む

>「有害情報から子どもを守るための検討会」の初会合を内閣府で開いた。

>警察庁、法務省など関係省庁の課長級で構成し、年末までに中間報告を取りまとめる方針。

>(略)

>具体的には、インターネット上の違法情報のほか、性的、暴力的な内容の雑誌、ゲームソフト、

>DVDの規制強化などが検討対象になる。

他にも、どういいうや~んな候補がいるかはこちらを参照して下さい。

参考リンク：[『反ヲタク国会議員リスト』メモ](#)

漫画、アニメ、ゲームを規制したがっている安倍政権には、キッチリ民意というものをを見せてやりましょう！！

さらに来る7月20日は総務省のネット表現・言論全面規制法のパブリックコメント〆切り日です！

(詳細は当サイト『07/06/24 総務省が個人HP、blog、2chまでも規制する言論・表現規制法検討！！』を参照)

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対する意見募集

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070619_3.html

3 意見募集の対象及び意見提出の要領

意見募集の対象：「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070619_3_bs2.pdf

意見提出の要領については、意見公募要領を御覧ください。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070619_3_bs3.pdf

4 意見募集の期限

平成19年7月20日(金)午後5時必着

(郵送の場合は、平成19年7月20日(金)必着とします。)

必ず規制反対の意見を送りましょう！

お忘れなく！！

07/03/19 著作権法改悪で同人誌制作が全面違法化か！？

まずはこちらの記事をご覧ください。

『告訴なしでも立件 著作権法改定案検討』

<http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/gyousei/news/20061118ddm008020079000c.html>

{政府の知的財産戦略本部(本部長・安倍晋三首相)は17日、不正コピーした音楽CDや映画DVDなどいわゆる「海賊版」を、インターネットオークションに出品することを禁止する方針を固めた。

現在は販売されなければ罰する規定がないため、著作権法を改正して厳しく取り締まる。

同日開催した知的創造サイクル専門調査会で方針を示した。

文化庁などと協議し、08年にも法改正する方針だ。

(略)

また、被害にあった権利者が告訴しなければ立件できないという著作権の規定も改める。

権利関係が複雑な商品が増えているうえ、海賊版を作る犯罪組織の報復を恐れて告訴しないケースも多いため。

営利目的などの一定要件を満たす場合は、告訴なしでも立件できるようにする。

なんと好きな作品の同人誌を出しただけで逮捕、という恐るべき未来が目の前に来ているのです！

著作権法の違反はそもそも著作者が告訴しないと罪にならない、親告罪という形態でした。

なぜこうなっているのかというと、著作権違反というのは範囲が極めて曖昧だからです。

>著作権者にとって「どこまで許せるか」という基準は千差万別ですし、何らかの数値等に

>よって「明確な境界線」を定めること自体が根本的に不可能です、

>著作権法に関連することで、もし、著作権者本人が「この程度なら私は許せる」と考えて

>いるにも関わらず、他者が「それは犯罪だ」と決めつけてしまっただけでは問題でしょう、

>著作権法が「親告罪」である意味は、とても大きいのです、

『著作権法の基礎知識 親告罪について』より

<http://www.linkclub.or.jp/~yoo/copyright/1-4.html>

ところがもし著作権法が非親告罪として改悪されると著作者の意思を無視して、著作権違反者を警察が一方的に逮捕できるようになります。二次創作同人誌の製作者はもちろん、例えば宇宙戦艦ヤマトを模倣した、松本零士の大ヤマトのような擬似作品などまで、著作権違反の盗作という事で、取締りの対象になる恐れもあるでしょう。ここまで極端でなくてもA作品のキャラがB作品のキャラに似ている、故にA作品はB作品を盗作している、という判断で逮捕も出来きようになります。流行の画風やキャラ造形、デザインをしていればなおさらその危険は大いに高まります。表現活動への取締りが、警察の点数稼ぎの手段に変質する危険すらあります。

そこで今、皆さんが声を上げるべき、重大な機会が来ています。

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見募集

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/pc/070308iken.html>

- ・バーチャル（略）研究会関係
- ・著作権法違反の非親告罪化（特に、二次創作を対象に含めないことが明示されておらず捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性について全く考慮されていないこと）
- ・違法複製物のダウンロード全面禁止（最悪、キャブ画像の有るサイト見た瞬間に逮捕）
- ・著作権延長問題
- ・マスゴミ腐敗の象徴たる再販制度&新聞、特殊指定廃止など

何でも書きたいこと書けばOKです。

07/06/24 『同人誌と表現を考えるシンポジウム』記事まとめ

（各記事全文はリンク先で）

ITmedia News：(2) イベント会場でマジックで塗るということ (1/5)

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0705/23/news038.html>

「同人誌と表現を考えるシンポジウム」で、即売会主催者、印刷所、書店の代表者が参加した第1部の後半では、実際の修正基準やトラブルなどが話題になった。女性系で修正が増えている現状なども明かされた。前回の冬コミでは男性系より多かったという。（以下、略）

ITmedia News：(3) 「貧しい漫画」が向き合ってきた自由と責任と (1/4)

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0705/28/news015.html>

第2部ではマンガ評論家ら有識者が集まり、同人誌への規制の動きに対する考え方を話し合った。同人界の取り組みを広くアピールしていき、規制側といたずらに対立すべきではないことが主張されたほか、「有害コミック」騒動が吹き荒れた91年問題、表現と「悪影響」の関係などが話題になった。（以下、略）

ITmedia News：(4) 言うべきは言い、守るべきを守る (1/3 完)

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0706/01/news017.html>

「同人誌作ってまーす」と会社で言えない人は多そうだが、われわれが担ってきたものについて、もっと胸を張ってもいいのかもしれない。そして故・米澤氏は「あいまいの良さ」を語っていたという。（以下、略）

07/05/21 『同人誌と表現を考えるシンポジウム』の開催とその報告。

先日、5月19（土）、「同人誌と表現を考えるシンポジウム」が、東京・池袋の「みらい座いけぶくろ」（豊島公会堂）で開かれました。

第一部では「今、どうなっているのか？～現場からの発言～」として即売会主催者や印刷業者、同人書店関係者などによる

自主規制の現状の報告、第二部は「どうすべきなのか」と題し有識者討論が行われました。

下記記事にその第一部の詳細な報告が出ていますので、行けなかった方はぜひご一読してください。

ITmedia News：(1) アピール不足だったかもしれない 自主規制の現場 (1/5)

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0705/21/news010.html>

警察庁「バーチャル社会のもたらす弊害から子供を守る研究会」（以下、「研究会」）が昨年12月にまとめた最終報告書では、

「同人誌等の即売会についても、イベントの主催者に対し、子どもを性行為等の対象とするコミック等を18歳未満の者に

売らないための対策の強化を求めていくべきである」と明記された。

漫画同人誌の性表現について直ちに法規制を求める内容ではないが、警察の報告書に同人誌が取り上げられること自体が異例とされる。

非常設の即売会に足を運ばなければ入手できなかった同人誌だが、専門書店やネット通販の発達で比較的容易に

購入できるようになるなど、同人誌が一般に浸透しつつある現状が報告の背景にあると指摘されている。シンポジウムは、即売会や印刷業者らの団体が主催、同人誌とその表現の現状を見直し、今後も同人誌ならではの自由闊達な表現を守るためにどうすべきか、同人誌の現場の関係者や有識者が集まって話し合った。
(以下、長文につき省略。全文はソース元を参照)

第二部の記事は後日掲載の予定。

blog : 至る処に私がいる

[2007-05-19「同人誌と表現を考えるシンポジウム」](#)

[2007-04-30 COMIC1で、同人誌を取り巻く環境についてのトークショウ](#)

なお上記blogにて同じく『同人誌と表現を考えるシンポジウム』の第一部と第二部、ならびに去る4月30日に開かれた即売会「COMIC1」での、トークショーのダイジェスト解説と音声ファイルも掲載されています。ぜひご一読を。

07/05/09 来る5月19日(土)『同人誌と表現を考えるシンポジウム』開催されます。

同人誌と表現を考えるシンポ、19日に池袋で

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0705/07/news051.html>

「同人誌と表現を考えるシンポジウム」が5月19日午後1時半から、東京・池袋の「みらい座いけぶくろ」(豊島公会堂)で開かれる。無料で参加できる。

「同人誌と表現を考える会」が主催、警察庁の諮問機関の報告書にまんがの同人誌と即売会が取り上げられ、同人誌が一般マスコミで言及されることも多くなってきた。一方で、比較的閉じられたコミュニティー内で許容されてきた表現が一般に触れ、トラブルを生じる可能性も指摘されるようになってきた。警察当局も何らかの表現規制に関心を持っているとされる。

シンポジウムでは、同人誌の現状と表現を問い直し、自由な表現を守っていくための理論と実践のあり方を議論する。パネラーは精神科医の斎藤環さんや、ライターで「同人誌生活文化総合研究所」主宰の三崎尚人さん、同人誌ショップと印刷会社の代表、コミックマーケット/COMIC1準備会の市川孝一さんら即売会の代表など。サークル参加者、一般参加者、即売会運営スタッフのほか、表現の問題に関心のある方などに広く参加を呼び掛けている。事前予約などは不要。

日時：5月19日(土) 13:30~開場 ~16:30終演予定

場所：みらい座いけぶくろ(豊島公会堂) 東京都豊島区東池袋1-19-1

http://www.toshima-mirai.jp/center/a_koukai/

申込：事前予約不要(直接会場へおいでください)

料金：入場無料

詳細はこちら

全国同人誌即売会連絡会

{<http://sokubaikairenrakukai.com/news070330.html?>}

これに合わせて、当サイト主催でかねてより企画していたオフ会をやろうと思います。シンポジウム終了後、ロビー入り口から向かって、一番左手奥の銅像付近にて集合の予定です。[東京・池袋の「みらい座いけぶくろ」\(豊島公会堂\)](#)のロビー写真参照。

お時間のある方はぜひどうぞ。

追記(07/03/24 2chサブカルスレより引用)

この「[知的財産推進計画2006](#)」の問題点のポイント。

・警察庁・バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会とも密接に関係する、科学的・実証的根拠に基づかない表現規制を企図していることが疑われる項目(P91 第4章I.1(5)j)が存在する。

>知的財産推進計画2006(H18.6.8)

>「一部のコンテンツが青少年を含め社会全体に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、

>2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議を(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツから

>青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する」

- ・本部の下に置かれている調査会では著作権法違反の非親告罪化が提言されているが、構成要件が明確化されておらず、捜査機関の裁量で恣意的な摘発が行われる危険性について現時点では全く考慮されていない
- ・同様に、違法複製物のダウンロード全面禁止も提言されている
(最悪、キャプチャ画像の有るサイトを見ただけで犯罪とされる危険性がある)
- ・業界団体や「外圧」の言いなりで青空文庫に代表される民間アーカイブを潰そうとする著作権保護期間の延長問題

などなど、様々な論点が存在します。この機会に、1人でも多く意見を提出しましょう。

締め切りは、3月29日午後5時！！

この機を逃さずガンガン政府に訴えましょう！！

12/31 チラシ配布、無事完了いたしました。

当サイトで呼びかけた、コミックマーケット71にての『バーチャル研究会』告知チラシ配布企画ですが、多くの方々にご協力していただき無事終了いたしました。
この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。
来年もこの規制問題は続くでしょう。当サイトでも引き続き取り上げたいと思います。

先日出てきた最終答申については後日ご報告いたします。

12/20 コミケで「バーチャル研究会」問題のチラシ配布予定、参加者募集中。

来る冬コミ、コミックマーケット71で、「バーチャル研究会」問題の告知チラシを巻く予定です。
そこでチラシの配布をして下さるボランティアを募集いたします。

チラシ配布予定日・12月28、29、30日

配布予定時間・17：00～19：00

集合時間・16：30

集合場所・ビッグサイト内「赤球」前

[\(東展示棟2Fガレリア東1ホール側にある赤い玉のオブジェ。東地区へ向かう渡り廊下を渡ってすぐのところ\)](#)

チラシ配布の時間帯について

前日搬入の時間に各サークルスペースに配布します。翌日の準備をするコミケスタッフや印刷業者などしかない時間帯です。

指サック等を持参されると便利です。文房具店などに売ってます。

参加して下さる方は下記スレに希望の日にちを指定の上、参加希望とお書き下さい。

<http://jbbs.livedoor.jp/bbs/read.cgi/news/648/1166624720/>

ご協力の程、ぜひお願いします。

12/20 自民党が表現規制・ネット規制に乗り出す！？

『安倍総理大臣ネットの有害情報 対策強化を』

政府の「犯罪対策閣僚会議」が総理大臣官邸で開かれ、安倍総理大臣は、性や暴力などインターネット上にはんらんする有害情報への対策や、少年非行の問題を抱える家庭に対する

支援に関係省庁が取り組みを強化するよう指示しました。

この中で、安倍総理大臣は「『世界一安全な国、日本』を復活させるためには、家庭や地域の連帯、それに官民の協力が不可欠だ。特に、少年を犯罪から守り、安全を確保する取り組みはきわめて重要な課題であり、

大人社会は襟を正して、真剣に対処しなければならない」と述べました。

そのうえで、安倍総理大臣は、いわゆる「出会い系サイト」に性行為を誘う書き込みがあふれるなど、インターネット上に性や暴力などの有害な情報がはんらんしているとして、対策を強化するとともに、少年非行の問題を抱える家庭に対する支援についても、関係省庁が相互に連携して取り組みを強化するよう指示しました。

<http://www3.nhk.or.jp/news/2006/12/20/k20061219000187.html>

上記記事の関連記事を二つ

平成18年6月20日

犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承

子どもの非行や犯罪被害を助長するおそれのある違法・有害情報への対策等の検討
インターネット上の性や暴力等の違法・有害情報や、子どもを性的対象とする画像等のもたらす弊害への対策、

また子どものインターネットやゲーム依存の問題への対策等について検討を進める。【警察庁】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/060620honbun.pdf>

「犯罪から子どもを守る」ための緊急提言

平成17年12月19日

自由民主党

「犯罪から子どもを守る」緊急対策本部

(別紙)

今後取り組むべき課題

1. 青少年の健全育成環境の整備

女子児童を対象とした犯罪増加の背景には、児童ポルノや暴力的なコミック、過激なゲームソフト等の蔓延の問題が指摘される。子どもを対象とした性犯罪を封じ込めるには、青少年のみならず、成人にも悪影響を与えるこうした児童ポルノ等が事実上野放しにされている現状を改革する必要がある。すでにいくつかの都県や政令市はこうした児童ポルノ等を条例により規制しており、自由民主党としても「青少年健全育成推進基本法」の制定に向けた取り組みを進める。同時に、政府においても内閣府を中心に時代を担う青少年の健全育成に対する世論の喚起に努める。

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2005/pdf/seisaku-019.pdf>

参考資料：青少年健全育成基本法案 / 有害社会環境適正化自主規制法案

http://homepage2.nifty.com/childrights/yujihirano/opinions/kenzen_ikusei/kenzen_ikusei_draft.htm

11/02 総務省と業界による『削除ガイドライン』への意見募集開始

先のパブコメの全体版がアップされてる模様です。

[『コンテンツ専門調査会企画ワーキンググループにおける意見募集』の結果が出ました。](#)

送っていただいた方皆さん、どうもありがとうございました。

[コンテンツ専門調査会企画ワーキンググループ\(第2回\)](#)

ところで、去る10月25日に総務省がネット上の違法・有害情報を削除するガイドラインを作りました。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061025_4.html

そしてこの度、業界を通して意見募集を開始しました。

[インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン\(案\)](#)

[違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項\(案\)](#)

プロバイダ業者などはネット上の有害・違法情報を削除できますが、情報は表現の自由や通信の秘密の保持などの法律に守られているため、事業者が判断に迷い、必ずしも削除されていないものも多いとの事で、今回、基準を作って削除しやすくするために上記二つのガイドラインを作成したのです。ここに示された違法情報は(1)わいせつ関連(2)薬物関連(3)振り込め詐欺関連 - が中心となっております。

ところが『(1)わいせつ関連』、特にこの『児童ポルノ』関連のところの問題となっています。

曖昧な記述になっており、児童ポルノ禁止法の第二条の定義の通り、**実在の児童だけが対象と書かれていません。**

これでは先に問題となったホットラインセンターのガイドラインと同じ問題が発生します。

このままではプロバイダ側の誤解などによって、二次元の漫画やCGが削除されるという事が起こりかねません。

ですから先日のホットラインセンターの時と同様に、キチンと意見を伝える事が大事でしょう。

『インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン(案)』等に係る意見募集について

http://www.telesa.or.jp/consortium/Illegal_info/20061025.htm

http://www.telesa.or.jp/consortium/pdf/Illegal_info_20061025_shiryou.pdf

意見募集対象

[インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン（案）](#)
[違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項（案）](#)

意見提出期限

2006（平成18）年11月15日（水）必着

意見提出方法

住所、氏名、所属団体名又は会社名を明記の上、日本語にていずれかの方法で提出の事

・電子メールの場合

E-mail：jimukyoku@telesa.or.jp

・FAXの場合

FAX番号：03-3597-1096

社団法人テレコムサービス協会内事務局 意見募集係 宛

意見をFAXで提出する場合は、以下により別途意見の内容を記録したフロッピーディスクの提出が必要。
なおディスクの返却は不可。

・郵送の場合

〒105-0003 東京都港区西新橋1-4-10西新橋3森ビル

社団法人テレコムサービス協会内事務局 意見募集宛

FAXの場合と同じディスクも提出の事。

意見送付方法の詳細や問い合わせ先などは下記参照

http://www.telesa.or.jp/consortium/pdf/Illegal_info_20061025_shiryoku.pdf

08/30 警察庁の漫画・アニメ・ゲーム規制研究会、第四回議事録公開

去る8月22日に、警察庁の規制研究会第四回議事録が公開されました。

全体的な議論の趨勢としては、法規制よりメディアリテラシーやフィルタリングなどを

重視する方向に向かいつつある様ですが、首謀者の竹花豊と前田雅英の二名は未だ強硬な態度を取っています。

[バーチャル社会の弊害から子どもを守る研究会HP](#) [ここをクリック](#)

[第四回議事録](#) [ここをクリック](#)

ところが首謀者のひとりの前田雅英氏、今回の議論の中で内閣府（？）のオブザーバーの方から有害情報と違法情報は違うと諭されてしまいました（P42）

》【座長（前田雅英）】

》法律的に法令で縛っちゃうやり方が一番有効かどうかはワンクッションあると思いますね。

》さっき申し上げたように、自発的に業界団体がやったものの方が守られやすいというような

》こともありますので、それはちょっとテクニカルな問題は置いておくとして、私なんか

》見てますと、違法情報と有害情報の区別ですね。私はほとんどないんじゃないかと。

》今ネットワークのことや何かでいろいろやっていて、有識者の会で警察庁175条、わいせつ物

》として取り締まるかどうか審査しているんですね。

》その基準と有害情報として青少年に見せちゃいけない情報とどれだけの差があるかと、ほとんど

》私は同じじゃないかと。

》

》（中略）

》

》表現の自由とか何とかと、我々の世界ではポルノは表現の自由という議論はありますけど、

》本当の絶対的なポルノは表現の自由の埒外なんですよ。春画とかポルノというのは法的に

》保護に値しない。

》だから、そういうところから出発しないと、チャタレイ夫人の何だとかのレベルになっちゃうと

》それは難しいと思うんですけど。

ここで春画が出てくるとは思いませんでしたが（笑）、かなり焦っている様子が伺えます。

前田雅英は下記のように必死に抗弁しています。

あまつさえこんな発言まで。

》【座長（前田雅英）】

》

》特にマンガをどうするかということで、この会自体が非常に注目されているし、

》私なんかにも脅迫メールが来たりとか、ただそういうことを気にしていたらやってられないんですよ。

》有害図書なんかは現に公が決めて違法の外に動かしているじゃないですか。

》あれは私から見たら狭過ぎると思うし、違法と変わらないとさっき申し上げたけれども、

》でも一応違うと言う形で動かせるわけだし、徐々に動かしていけば、

》私は必ずコンセンサスとまではいなくても、動かせるんじゃないかなと思っているんですけども。

前田雅英氏は国民に意見も聞かず、自分達だけの思い込みで法規制（あるいはそれに準じるもの）をしたがっているようです。
まるで言論弾圧万歳の北朝鮮や中国の人のおようですね（笑）

このように前田雅英氏らが追い込まれた背景には、ホットラインセンターのパブコメへ送った私達の意見がかなり効果を挙げているようです。
前出のパブコメの際、違法情報と有害情報の区別はキチンと明確にする事を、このサイトでも論点のひとつとして書いたと思います。
法治国家であれば曖昧な構成要件で有罪にするような事はあってはなりませんし、また国民のコンセンサスを重視すべきです。
それを無視するのでは、もはやこの研究会は政治に口出しする資格など無いでしょう。